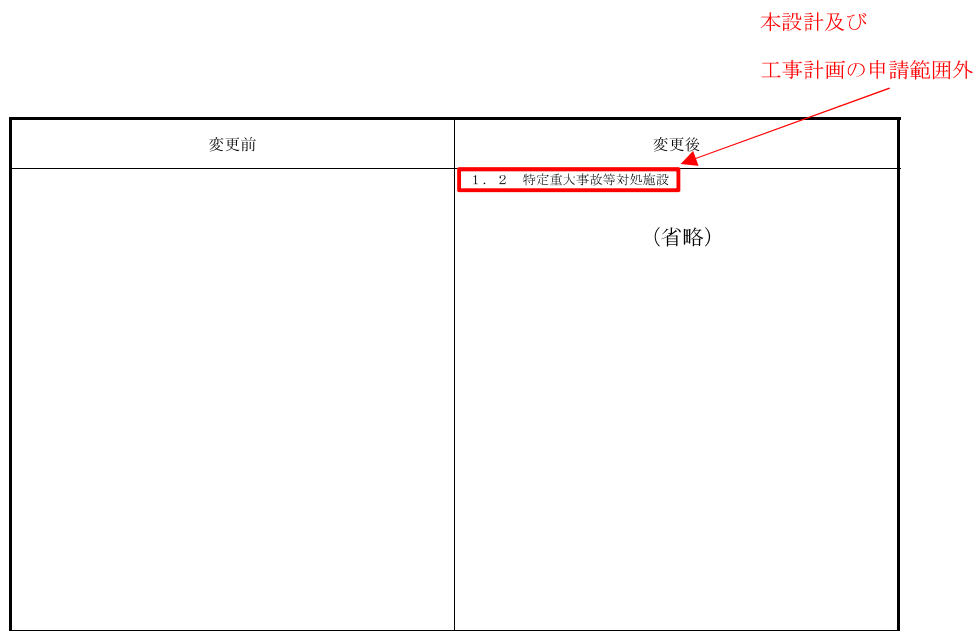


高浜発電所第1,2号機
火災感知器増設に係る
設計及び工事計画認可申請

補足説明資料
(抜粋)

2022年10月
関西電力株式会社

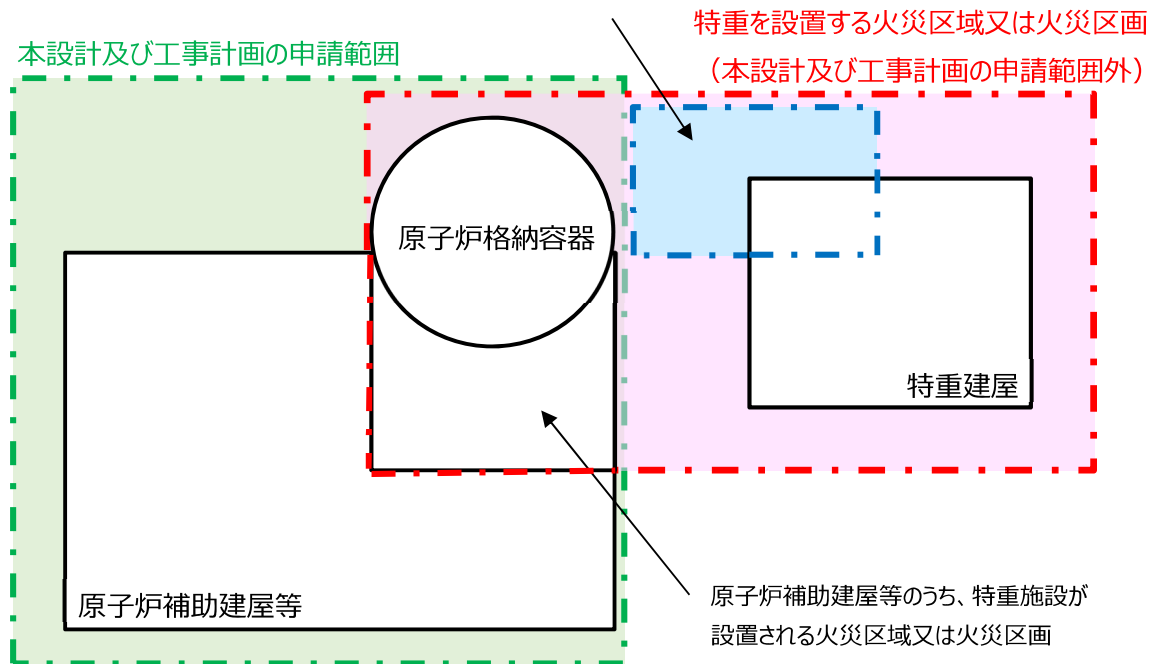


第 5-1-1 図 申請範囲イメージ(2/2)

所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する火災区域又は火災区画のうち、本設計及び工事計画の申請範囲外とした火災区域又は火災区画については、本設計及び工事計画の認可後に変更認可申請を行い、特重を設置する火災区域又は火災区画は別途個別に申請する予定としている。

火災区域又は火災区画の概略図を第 5-1-2 図に示す。

所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する火災区域又は火災区画のうち、本設計及び工事計画の申請範囲外とした火災区域又は火災区画



第 5-1-2 図 火災区域・区画の概略図

5-9 本設計及び工事計画と再稼働工認の関係整理について

本資料は、本設計及び工事計画（以下、本設工認という。）の申請を高浜1号機及び2号機の再稼働前に実施していることを踏まえ、本設工認と再稼働工認（高浜1号機の平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画及び高浜2号機の平成28年6月10日付け原規規発第1606105号にて認可された工事計画）の関係整理について説明するものである。

以下、「本設工認を再稼働工認の変更認可申請ではなく別申請としている理由」並びに「再稼働工認に係る検査への影響を考慮した工事工程」について、整理した内容を示す。

1. 本設工認を再稼働工認の変更認可申請ではなく別申請としている理由

本設工認は、火災感知器バックフィット対応を目的に申請しているものであり、当該バックフィットの経過措置期限が2024年2月13日以降最初の定検終了日と定められていることを踏まえ、当社では高浜1号機及び2号機の再稼働工認に基づく工事及び検査を2024年2月13日より前に完了、プラントを再稼働して1サイクル運転した後、2024年2月13日以降最初の定検終了日まで本設工認に基づく火災感知器増設工事及び検査を完了する計画としている。

仮に本設工認を再稼働工認の変更認可申請とした場合、本設工認に基づく工事及び検査が完了しなければ高浜1号機及び2号機を再稼働することができなくなるため、本設工認については再稼働工認の変更認可申請ではなく別申請としているものである。

2. 再稼働工認に係る検査への影響を考慮した工事工程

本設工認に基づいて実施する火災感知器増設工事（感知器等の増設、火災受信機盤の更新等）の一部の作業については、再稼働工認で認可された設計を変更する検査に影響する。火災感知器増設工事の作業内容と再稼働工認に係る検査への影響を下表に示す。

火災感知器増設工事の作業内容	再稼働工認に係る検査への影響	
・ 感知器等の追加設置	無	既設の感知器等の設計、機能に影響なし
・ 感知器等の移設、種類変更 (燃料油貯油そうの感知器等を防爆型の炎検出装置から防爆型の煙感知器に変更する等)	有	既設の感知器等の設計、機能に影響あり
・ 火災受信機盤の追加設置	無	既設の火災受信機盤の設計、機能に影響なし
・ 火災受信機盤の更新	有	既設の火災受信機盤の設計、機能に影響あり

火災感知器増設工事を実施することで再稼働工認に係る検査に影響しないよう、検査に影響する作業（感知器等の移設、種類変更及び火災受信機盤の更新）はプラント再

稼働（総合負荷検査終了日）まで実施しない方針とし、そのことを明確にするため、本設工認の工事工程に記載することとする。（補正にて対応）

工事工程の記載案を以下に示す。

（工事工程記載案 高浜1号機の例）

Ⅲ. 工事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

第1表 工事工程表

項目		年月		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期			
その他発電用原子炉の附属施設のうち 火災防護設備	現地工事期間											
	検査及び使用前確認可能時期	構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができるようになった時			◇					◇	
		工事完了時の検査をすることができるようになった時									◇	
		品質マネジメントシステムに係る検査をすることができるようになった時									◇	

※：本設計及び工事計画における工事のうち平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可を受けた工事計画（以下、再稼働工認という。）による工事と重複する工事は、再稼働工認に係る工事計画に基づく使用前検査合格後に実施する。

以上